

武蔵野美術大学美術館・図書館貴重書利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野美術大学美術館・図書館図書資料管理要領第7条第2項の規定に基づき、貴重書の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の許可の申請)

第2条 貴重書として指定された資料の閲覧を希望する者は、貴重書の閲覧を担当する所管部署に閲覧申請書を提出しなければならない。

(閲覧の許可)

第3条 貴重書の閲覧の許可は、館長が与える。閲覧を許可された期間が経過したときは、継続して貴重書を閲覧する必要が認められる場合であっても、改めて閲覧申請書の提出を求めるものとする。

(許可の取消し)

第4条 館長は、武蔵野美術大学美術館・図書館利用細則第27条の規定により利用を停止された者については、貴重書の閲覧を許可しない。退館を命じられた者については、許可を取り消す。

(閲覧日時の指定等)

第5条 貴重書を閲覧に供する場合は、これを閲覧しようとする者に対し、事前に閲覧の申請を求め、閲覧させる日時を指定する。

(閲覧の予約)

第6条 貴重書を閲覧に供する場合において、閲覧の予約を受け付ける貴重書の数は、閲覧を希望する日一日につき20冊以内とする。

(閲覧の制限)

第7条 次に掲げる貴重書については、閲覧に必要な制限を加えるものとする。

- (1) 汚損又は損傷が著しいもの
- (2) 損傷のおそれがあるもの
- (3) 複製したマイクロ資料又は電子情報、その他の複製物を利用することができるもの
- (4) 大型で通常の閲覧方法によることが不適当なもの
- (5) その他保存のために特別な配慮が必要なもの

(閲覧申請書の提出)

第8条 閲覧申請書の提出は、図書館開館日の午前9時から午後4時までとする。

(閲覧の場所)

第9条 貴重書は、指定した場所において閲覧しなければならない。

(複写)

第10条 貴重書について、撮影や複写を許可することがある。ただし、その場合は、特別の取扱いを必要とすることがある。

附 則

この要領は、令和5年10月4日から施行する。

以上